

[別表 1]

履行強制金の賦課基準 (第 18 条の 9 関連)

1. 一般基準

賦課権者は措置命令の履行のための努力、措置命令の不履行の程度・事由又は結果等を考慮して第 2 号の個別基準に基づく履行強制金の 2 分の 1 の範囲でその金額を増額若しくは減額して賦課することができる。但し、増額して賦課する場合においても法第 11 条の 3 第 1 項に基づく 1 日当たり履行強制金の上限を超過することはできない。

2. 個別基準

違反行為	1 日当たり賦課金額
イ. 法第 11 条の 2 第 8 項に基づく海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その決められた期間内にその措置命令を履行しなかった場合 1) 海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォン超過する場合 2) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン超過 1 兆ウォン以下の場合 3) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン以下の場合	800 万ウォン 600 万ウォン 400 万ウォン
ロ. 法第 11 条の 2 第 10 項に基づく海外買収・合併等の中止・禁止・原状回復等の措置命令を受けた後、その決められた期間内にその措置命令を履行しなかった場合 1) 海外買収・合併等の金額が 1 兆ウォン超過する場合 2) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン超過 1 兆ウォン以下の場合 3) 海外買収・合併等の金額が 1 千億ウォン以下の場合	1 千万ウォン 800 万ウォン 600 万ウォン

備考

上記の表第 2 号における「海外買収・合併等の金額」とは、次の各号の区分に基づく金額のことをいう。

1. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する場合：外国人が単独又は第 18 条の 3 第 1 項第 1 号各目に該当する者と合算して所有している株式等（国家コア技術を保有する対象機関の株式等をいう）の帳簿価額と買収した債務の合計額又は外国人が単独又は第 18 条の 3 第 1 項第 1 号各目に該当する者と合算して所有しようとする株式等の帳簿価額と買収しようとする債務の合計額
2. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 2 号に該当する場合：営業の全部又は主要部分の譲渡・貸出により外国人から受け取ったか受けようとする金額又は経営の委任より得られたか得られる金額であって産業通商資源部長官が決める金額
3. 海外買収・合併等が第 18 条の 3 第 1 項第 3 号に該当する場合：外国人に貸与又は出捐を受けたが受けようとする金額